●契約概要●

楽天生命ガン診断プラス／入院支援保険（払戻金なし）ガン特則付

この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。
ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いします。
「契約概要」は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。支払事由の詳細や制限事項等やご契約の内容に関する事項の詳細については、「ご契約のしおり－約款」に記載していますのでご確認ください。

特徴

◇ケガまたは病気による入院に備える保険です。継続 2 日以上の入院で、一時金をお支払いします。
◇ガン（悪性新生物）または上皮内新生物と診断確定された場合、およびその 1 年経過後にガン（悪性新生物）の治療のために入院した場合に一時金をお支払いします。
◇死亡時の保障および解約時の払戻金はありません。

しくみ・ご契約例

※実際のご契約内容（給付金額・保険料等）については、「保険料の試算ページ」でご確認ください。

主契約：入院支援保険（払戻金なし）ガン特則付／特約：先進医療特約
契約年齢：35 歳（男性）
入院支援給付金額：50,000 円
ガン診断給付金額：100 万円
保険期間・保険料払込期間：終身（先進医療特約は 10 年）
月払保険料：2,702 円（口座振替扱またはクレジットカード扱）
※先進医療特約の更新後の保険料は更新時の年齢および保険料率により計算されるため、変更されることがあります。

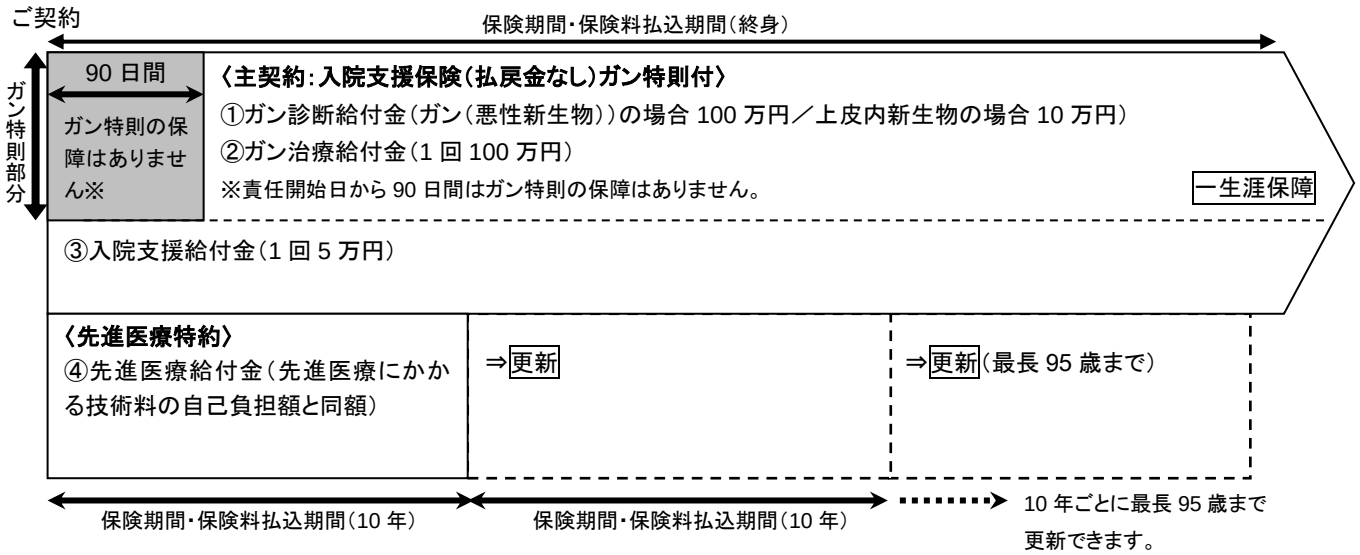

保障内容　※保障内容の詳細は、「ご契約のしおりー約款」でご確認ください。

◇主契約：入院支援保険（払戻金なし）ガン特則付

給付金の種類	支払事由	支払額	支払限度
①ガン診断給付金（ガン特則）	責任開始日から 90 日を経過した日の翌日以後に、初めて次のいずれかの診断確定をされたとき (1) ガン（悪性新生物）（⇒約款別表 18） (2) 上皮内新生物（⇒約款別表 19）	(1) ガン（悪性新生物）の場合 ガン診断給付金額 (2) 上皮内新生物の場合 ガン診断給付金額の 10%	ガン（悪性新生物）、上皮内新生物それぞれにつき 1 回
②ガン治療給付金（ガン特則）	責任開始日から 90 日を経過した日の翌日以後に診断確定されたガン（悪性新生物）の治療を目的として次のいずれかの入院をしたとき (1) 初めてのお支払い ガン（悪性新生物）によるガン診断給付金の支払事由に該当した日から 1 年を経過した日の翌日以後の入院 (2) 2 回目以後のお支払い 直前に支払われたガン治療給付金の支払事由に該当した日から 1 年を経過した日の翌日以後の入院	ガン診断給付金額と同額（ガン治療給付金の支払額は、ガン診断給付金額×支払割合（100%）です。）	1 年に 1 回、通算 5 回
③入院支援給付金	責任開始期以後に生じたケガまたは病気（異常分娩（⇒約款別表 2）を含みます。）の治療を目的として継続 2 日（1 泊 2 日）以上の入院をしたとき	入院支援給付金額	180 日に 1 回、通算 50 回

※入院とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、所定の病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。（⇒約款別表 2）

◇先進医療特約（付加することができます。）

給付金の種類	支払事由	支払額	支払限度
④先進医療給付金	責任開始期以後に生じたケガまたは病気の治療を目的として先進医療による療養を受けたとき	先進医療にかかる技術料の自己負担額と同額	通算 2,000 万円

※先進医療による療養とは、公的医療保険制度の法律にもとづく評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療による療養をいいます。先進医療ごとに決められた適応症に対し、厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。（⇒約款別表 2）

給付金のお支払いができない場合があります。詳しくは、「注意喚起情報」、「ご契約のしおりー約款」をご覧ください。

お支払いに際しての制限事項等

①ガン診断給付金	●責任開始日から 90 日以内にガン（悪性新生物）または上皮内新生物と診断確定された場合には、ガン診断給付金はお支払いしません。
③入院支援給付金	●入院支援給付金は、直前の支払事由に該当する入院を開始した日から 180 日以内に再入院された場合および 180 日以内に新たな入院を開始した場合にはお支払いしません。直前の支払事由に該当する入院を開始した日から 180 日を経過した日の翌日以降に支払事由に該当した場合には、入院支援給付金をお支払いします。 ●入院支援給付金の支払事由に該当する入院を開始した日から 180 日を経過した日の翌日に入院を継続している場合には、181 日目から新たな入院を開始したものとみなします。 ●入院支援給付金の支払回数が支払限度（50 回）に達した場合、入院支援保険（払戻金なし）ガン特則付は消滅します。特約が付加されている場合、特約も同時に消滅します。

④先進医療給付金	●加入時点で先進医療の対象であった医療技術でも、療養を受けた日現在において一般診療へ導入され、公的医療保険の給付対象となった場合や、承認取消などの理由により先進医療でなくなった場合は、先進医療給付金の支払対象とはなりません。 ●先進医療給付金の支払額には、公的医療保険制度の法律にもとづき給付の対象となる費用（自己負担部分を含みます。）、先進医療以外の評価療養のための費用、選定療養のための費用、食事療養のための費用、生活療養のための費用など、先進医療にかかる技術料以外の費用は含まれません。 ●先進医療給付金の支払額の通算が 2,000 万円に達したとき、先進医療特約は消滅します。 ●先進医療特約を更新した場合、先進医療給付金の支払限度については更新前後を継続した保険期間とみなして適用します。 ●先進医療特約の給付にかかわる公的医療保険制度等が将来変更されたときは、主務官庁の認可を得て先進医療給付金の支払事由を変更することがあります。

その他の付加できる特約について

特約	特約の内容
指定代理請求特約	被保険者が給付金を請求できない特別な事情があるときは、あらかじめ指定された指定代理請求人（※）が給付金を請求することができます。 ※被保険者の戸籍上の配偶者または 3 親等内の親族のうち 1 名を指定

責任開始日から 90 日を経過した日以前にガンと診断確定されていた場合の取扱い

◇**責任開始日から 90 日を経過した日以前にガン（悪性新生物）と診断確定されていた場合**には、契約者または被保険者がその事実を知っている、いないにかかわらず、ガン特則部分は無効となります。

◇この場合、ガン特則部分の保険料は契約者にお返しします。（保険料はガン特則を付加しない場合の保険料に改めます。）ただし、告知前に被保険者がガン（悪性新生物）と診断確定されていた事実を、契約者、被保険者のいずれか一人でも知っていたときは、お返ししません。

◇**責任開始日から 90 日を経過した日以前に上皮内新生物と診断確定された場合**には、ガン特則は無効とせず継続します。この場合、ガン診断給付金はお支払いしません。

解約時の払戻金

◇この保険は解約時に支払う払戻金をなくす仕組みとしています。この仕組みで保険料の計算をしているため、その分割安な保険料となっています。ご契約の際には、解約時に払戻金がないことをご確認いただいたうえでお申込みください。

その他ご確認いただきたい事項

◇この保険には保険料の払込みの免除のお取扱いはありません。

◇他のご契約に先進医療特約または限定告知型先進医療特約を付加している場合には、先進医療特約を重複して付加することはできません。

◇先進医療特約は特約の保険期間満了日の 2 週間前までに契約者から更新しない旨のお申出がない限り自動的に更新されます。

◇この保険には死亡保険金、満期保険金および契約者配当金はありません。

◇この保険には契約者貸付制度および保険料の自動振替貸付制度はありません。

◇この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。詳細は「注意喚起情報」をご覧ください。

生命保険に関するお問い合わせ、苦情・ご相談は

◇生命保険に関するお問い合わせ、苦情・ご相談は楽天生命お客様サポートデスク（総合窓口）でお受けしています。

お客様サポートデスク（総合窓口）

フリーコール **0120−977−010**（無料）

受付時間　月～金 9:00～19:00　土日・祝日 9:00～17:00 年末年始を除く

楽天生命保険株式会社

〒158-0094　東京都世田谷区玉川 1−14−1　楽天クリムゾンハウス

1-2016-069（2017.4.1）

注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約の申込みに際して特に注意していただきたい事項やお客さまにとって不利益となる事項を記載しています。**ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、申込みいただきますようお願いします。**
※ご契約の内容に関する事項については、「契約概要」「ご契約のしおりー約款」にも記載していますので、あわせてご確認ください。

1　申込日から 20 日以内であれば、申込みの撤回等ができます（クーリング・オフ制度）

◇ご契約の申込日からその日を含めて 20 日以内であれば、書面によりご契約の申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。郵便により当社の本社あてに発信してください。
※お手続きの詳細については「ご契約のしおりー約款」をご覧ください。

2　健康状態・職業等についてありのままを告知してください（告知義務）

告知義務について

◇契約者や被保険者には健康状態・職業等について告知をする義務（告知義務）があります。**ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、現在の健康状態、身体の障害状態、職業等、当社がおたずねすることについて、事実をありのまま正確にもれなくお知らせ（告知して）ください。**
◇生命保険募集人（募集代理店や当社の電話オペレーター等を含みます。）には告知を受ける権限がないため、生命保険募集人に口頭でお話されても告知したことにはなりませんのでご注意ください。

正しく告知いただけない場合

◇故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、責任開始日から 2 年以内であれば、**「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。**責任開始日から 2 年を経過していても、保険金・給付金の支払事由が 2 年以内に生じていた場合には、ご契約を解除することがあります。
◇ご契約を解除した場合には、保険金・給付金の支払事由が生じていても、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。また、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、詐欺による取消しを理由として、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。（告知義務違反による解除の対象外となる 2 年経過後にもご契約が取消しとなることがあります。）

傷病歴がある場合のご契約のお引受けについて

◇傷病歴等がある場合でも、その内容や保険種類によってはお引受けすることがあります。告知内容等により、お引受けできないこともありますが、特別な条件をつけてお引受けすることもあります。
◇また、当社では保険料は割増しされていますが、通常の保険よりも引受基準を緩和した保険商品を取り扱っています。

3　申込内容等を確認させていただくことがあります

◇当社の社員または当社の委託を受けた者が、ご契約の申込みの際やご契約承諾後、または保険金・給付金の請求の際に、申込内容、告知内容、保険金・給付金の請求内容等について、確認させていただくことがあります。

4　ご契約の申込みを受けた時から、保障を開始します（責任開始期）

◇当社がご契約の申込みを承諾した場合、申込みを受けた時（契約者が入力した申込内容（告知を含みます。）を当社が受信した時）にさかのぼって保障を開始（責任開始）します。

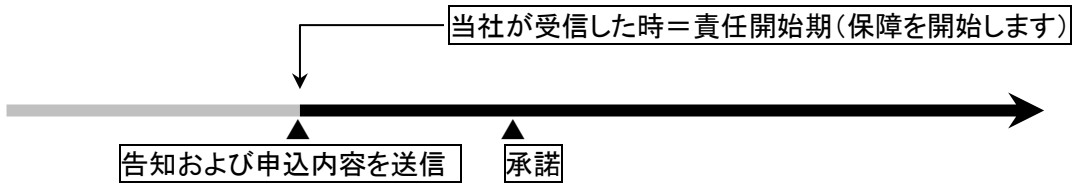

◇当社の生命保険募集人（募集代理店や当社の電話オペレーターを含みます。）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、ご契約はお客さまからの申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
◇責任開始の日の属する月の翌々々月の５日までに第１回保険料の払込みがない場合には、ご契約は無効となります。

5　保険金・給付金のお支払いができない場合があります

◇次のような場合には、保険金・給付金のお支払いや保険料の払込みの免除ができないことがあります。
- 支払事由に該当しない場合（例：責任開始期前に生じたケガや病気を原因とする入院・手術等）
- 免責事由に該当している場合（例：契約者・被保険者・受取人の故意または重大な過失により支払事由に該当した場合、責任開始日から３年以内の自殺の場合等）
- 告知義務違反によりご契約が解除された場合
- 詐欺によるものとしてご契約が取消しとなった場合
- 不法取得目的によるものとしてご契約が無効となった場合
- 保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者・被保険者・受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由によりご契約が解除された場合
- 保険料の払込みがなかったため、ご契約が失効している場合

※保険金・給付金のお支払いができない場合等の詳細については「ご契約のしおり－約款」をご覧ください。

6　保険料は払込期月内に払込みください（ご契約の失効・復活）

◇第２回以後の保険料の払込期月は月単位の契約応当日の属する月の初日から末日までです。払込期月内に払込みがない場合に、払込猶予期間（払込期月の翌月１日から末日まで）を設けていますが、払込猶予期間内に保険料の払込みがないと、ご契約は猶予期間満了日の翌日から失効します。
◇ご契約が失効した場合でも、失効した日から１年以内であれば所定の手続きをとっていただきご契約を復活させることができます。当社が復活を承諾した場合、延滞保険料を受け取った時（告知前に受け取った場合

は告知の時）から、ご契約の責任開始となります。健康状態によっては復活できない場合もあります。

7 解約時の払戻金はありません

◇この保険は解約時の払戻金をなくす仕組みとしています。この仕組みで保険料の計算をしているため、その分割安な保険料となっています。

8 現在ご契約の保険契約を解約・減額したうえで新たなご契約の申込みをする場合、契約者にとって不利益となる事項があります

◇現在ご契約の保険契約を解約・減額したうえで新たな保険契約の申込みをする場合、次の事項について契約者にとって不利益となることがありますのでご注意ください。

・多くの場合、解約、減額をしたときの払戻金は払込保険料の合計額より少ない金額になります。特にご契約後短期間で解約したときの払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。

・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことになる場合があります。

・新たな保険契約の申込みにあたっては告知義務があります。告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たな保険契約のお引受けができなかったり、その告知をしなかったために新たな保険契約が解除されることや、取消しとなることがあります。

・新たな保険契約については、入院や手術の原因となるケガや病気が責任開始期前に生じている場合、責任開始日から 3 年以内の自殺の場合等には、保険金・給付金のお支払いや保険料の払込みの免除ができないことがあります。

9 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合

◇保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時の保険金額・給付金額等が削減されることがあります。

◇当社は「生命保険契約者保護機構」に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、ご契約時の保険金額・給付金額等が削減されることがあります。

10 保険金・給付金等をもれなく請求いただくために

保険金・給付金の支払事由等が生じた場合

◇保険金・給付金の支払事由や保険料の払込みの免除事由が生じた場合には、すみやかに当社までご連絡ください。

◇ご契約されている保険種類によっては複数の保険金・給付金の支払事由に該当することがありますので、支払可能性があると思われる場合や不明な点がある場合等にもご連絡ください。

◇当社からの重要なご案内を確実に行えるよう、契約者の住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

◇保険金・給付金の支払事由、保険料の払込みの免除事由、保険金・給付金をお支払いできない場合等の詳細は「ご契約のしおり－約款」をご確認ください。

指定代理請求特約が付加されている場合

◇被保険者が受取人の場合で、被保険者が保険金・給付金を請求できない特別な事情があるときは、あらかじめ指定された指定代理請求人（被保険者の戸籍上の配偶者または 3 親等内の親族とします。）が被保険者の代理人として、保険金・給付金を請求することができます。

◇代理請求に関しては、指定代理請求特約の約款規定が優先して適用されます。（入院支援保険（払戻金なし）、女性疾病保険およびリビング・ニーズ特約の代理請求に関する約款規定は適用しません。）

◇万一の際に備え、指定代理請求人にご契約内容、支払事由および代理請求できる旨をあらかじめお伝えください。

11 生命保険契約は共済契約と区分して管理しています

◇当社が締結した生命保険契約は、承継により保有した共済契約とは損益を区分して管理しています。それぞれの損益の状況について決算終了後に作成されるディスクロージャー資料でお知らせします。

12 生命保険に関するお問い合わせ、苦情・ご相談は

◇生命保険に関するお問い合わせ、苦情・ご相談は楽天生命お客様サポートデスク（総合窓口）でお受けしています。

お客様サポートデスク（総合窓口）
フリーコール **0120-977-010**（無料）
受付時間　月～金 9:00～19:00　土日・祝日 9:00～17:00 年末年始を除く

◇この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。

◇（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAX は不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。（ホームページアドレス　http://www.seiho.or.jp/）

◇なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として 1 ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

楽天生命保険株式会社
〒158-0094　東京都世田谷区玉川 1−14−1　楽天クリムゾンハウス
1-2017-049（2018.4.1）